

○「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日)

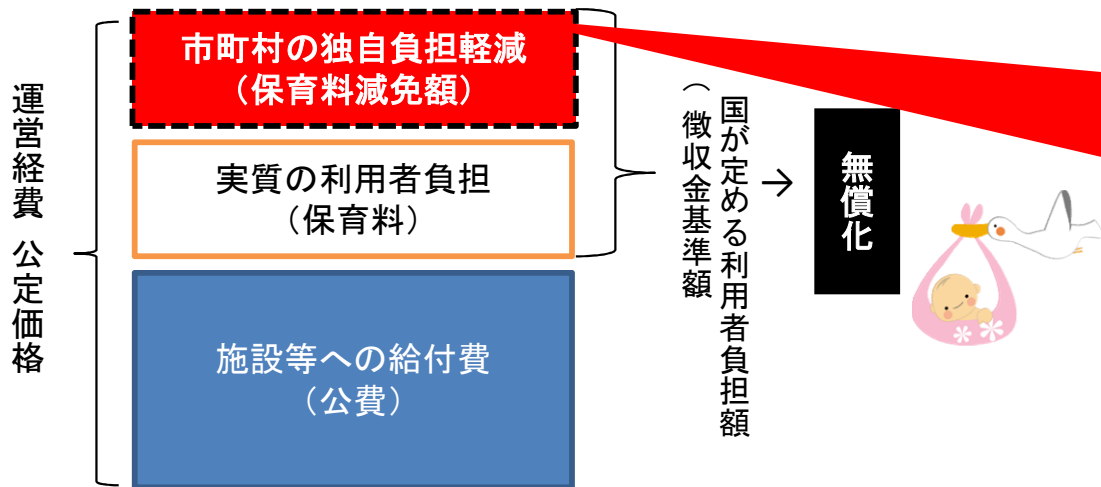
- ・2020年に向け「生産性革命と**人づくり革命**」に取り組む
- ・「人づくり革命を断行し、**子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入**」

○「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象等に関する検討会報告書」(平成30年5月)

<留意事項>

地方自治体によっては、既に独自の取り組みにより無償化や負担軽減を行っているところがある。今回の無償化措置が、こうした**自治体独自の取り組みと相まって子育て支援の充実につながるようにすべき**である。このため、今般の無償化により自治体の予算に余剰が生じる場合は、**その財源を他の分野に回すことなく、地域における子育て支援のさらなる充実や次世代へのつけ回し軽減に活用**することを求める。

(上記留意事項のイメージ)



【幼児教育・保育無償化の概要】 平成31年10月から実施

対象者	対象施設等
<ul style="list-style-type: none"> ・3～5歳全ての世帯 ・0～2歳は住民税非課税世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・保育所 ・認定こども園 ・障害児通園施設 <p>(※以下の施設については、保育の必要性の認定が必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園の預かり保育 ・認可外保育施設、自治体認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外事業所保育施設等 ・企業主導型保育 <p>(注)対象施設等により、軽減額に上限有り</p>

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(閣議決定)

無償化により不要となる財源を地域における子育て支援のさらなる充実等へ活用を

具体の活用例について
県で検討しお示しします。

